

令和 8 年 9 月 16 日
環境生活部大気保全課
043-223-3558

10 月は九都県市によるディーゼル車対策の強化月間です

～埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市～

自動車排出ガスによる大気汚染を改善するため、九都県市では、一都三県の条例により、平成 15 年 10 月から粒子状物質の排出基準を満たさないディーゼル車の運行を禁止しています。

しかし、九都県市を走行する車の中には、いまだに排出基準を満たさないものもあることから、違反車をゼロにするための取組が重要となっています。

そこで、九都県市では、10 月をディーゼル車対策の強化月間と位置付け、各条例に基づく車両検査を実施するとともに、サービスエリア等においてポスター掲示等による周知活動を行います。

1 強化月間の取組

(1) 車両検査

一都三県の各条例に基づく車両検査を各地で集中的に実施します。

(2) 周知活動

強化月間の期間中に、下記の実施場所等でディーゼル車規制に係る啓発品の配布などの広報を行うとともに、一都三県内のサービスエリアやパーキングエリアにおいて、ポスター掲示やデジタルサイネージ掲出を実施します。

周知活動の実施場所	日程	連絡先	
京葉道路 幕張 P A（下り線）	10 月 21 日 （水）	千葉県環境生活部大気保全課	電話 043-223-3810
		千葉市環境局環境保全部環境規制課	電話 043-245-5189
中央自動車道 石川 P A（上下線）	10 月 23 日 （金）	東京都環境局環境改善部自動車環境課	電話 03-5388-3598
東名高速道路 海老名 S A（上下線）	10 月 16 日 （金）	神奈川県環境農政局環境部環境課	電話 045-210-4180
		横浜市みどり環境局環境保全部大気・音環境課	電話 045-671-3843
		川崎市環境局環境対策部環境対策推進課	電話 044-200-2517
		相模原市環境経済局環境部環境保全課	電話 042-769-8241
圏央道 菖蒲 P A（内外回り）	10 月 21 日 （水）	埼玉県環境部大気環境課	電話 048-830-3064
		さいたま市環境局環境共生部環境対策課	電話 048-829-1330

2 千葉県の実施日時

令和 8 年 10 月 21 日（水）午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

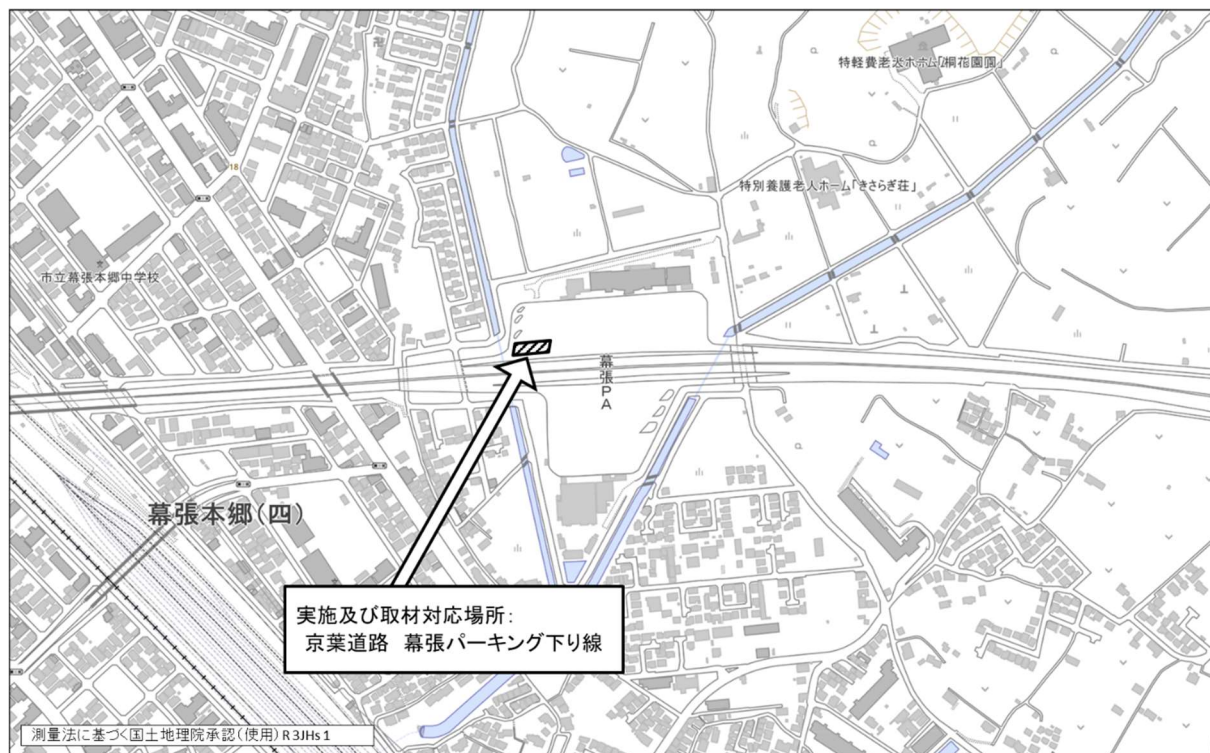
3 取材及び雨天による日程変更等について

現地取材は、「京葉道路幕張PA下り線」で可能です。

なお、当日取材される場合は、事前に千葉県環境生活部大気保全課へ、社名、記者名、電話番号（当日連絡のつくもの）を記載の上、4の問合せ先までご連絡ください。

10月21日が雨天の場合は10月23日に日程が変更となる場合があります。日程変更の際には、取材申込のあった社に個別に連絡させていただきます。

※取材の際には、報道機関を示す腕章等を付け、係員の指示に従ってください。



4 問合せ先

千葉県環境生活部大気保全課自動車環境対策班

メールアドレス: car-kikaku@mz.pref.chiba.lg.jp

(参考) ディーゼル車の運行規制について

ディーゼル自動車から排出される粒子状物質は、発がん性や気管支喘息など人の健康への影響が懸念されています。

千葉県では、平成15年10月から「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例（千葉県ディーゼル条例）」により、条例で定める粒子状物質排出基準を満たしていないディーゼル車の運行を千葉県全域で禁止しています。

規制の対象車種は、乗用車・特殊自動車以外のディーゼル車（車検証の燃料の種類欄に「軽油」と記載されている自動車）です。